

指名競争入札における入札参加者が1者の場合の取扱い

適正な競争確保を図るため、指名競争入札における入札参加者が1者のみの場合の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 町が発注する指名競争入札において、入札前に参加者が辞退するなどして、入札参加者が1者のみとなった場合は、原則として、当該入札を無効として取りやめるものとする。
- 2 入札の指名通知書には、入札参加者が1者のみの場合は入札を無効として取りやめる旨を明示する。
- 3 入札を辞退した者については、入札参加者として取り扱わない。
- 4 入札を取りやめる時期は、入札参加者が1者であることを確認した時点とする。
ただし、入札会場において2回目以降の入札時に参加者が1者のみとなった場合を除く。
- 5 災害復旧工事等による緊急性が高い工事、その他町長が必要と認める入札については、入札参加者が1者のみの場合であっても、当該入札は有効として取り扱う。
- 6 適用は令和8年6月1日以後に指名通知する入札から適用する。